

令和8年3月 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設置認可及び  
特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見聴取について

こども未来局 幼児教育・保育支援課

## 1 議題の趣旨

### ○乳児等通園支援事業の設置認可

これから乳児等通園支援事業を行う事業者に対し認可をするにあたって、児童福祉法の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を伺うもの

### ○特定乳児等通園支援事業者の利用定員(確認)

乳児等通園支援を行う者の申請により、市が利用定員数を定めて乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認をするにあたって、子ども・子育て支援法の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を伺うもの

## 2 児童福祉専門分科会において意見聴取を行う経緯

### (1)こども誰でも通園制度の創設と本市の状況

国は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度を創設しました。

静岡市では、先行して令和6年12月から令和7年2月まで試行的に事業を実施し、令和7年度は8月より児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業として実施しています。

今後は令和8年度4月1日より、子ども子育て支援法に基づく新たな給付制度(乳児等のための支援給付)として、全国的に運用開始となります。

### (2)議題の「認可」と「確認」の考え方

#### ①認可

児童福祉法において、乳児等通園支援事業が認可事業として位置づけられました。

そのため事業を実施する施設は、実施をするために市の「認可」を受ける必要があります。

#### ②確認

令和8年度以降は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設や地域型保育事業と同様に確認を受けることで、国が定める公定価格において給付される事業として位置づけられます。  
(認可前の施設については、認可・確認を同時)

### (3) 認可・確認にあたって児童福祉専門分科会において意見聴取を行う理由

#### ① 認可

児童福祉法三十四条の十五第四項の規定により、

- 乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会の意見を聴取する。

#### ② 確認

子ども・子育て支援法第五十四条の二の規定により、

- 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- 確認は内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 市町村長は、利用定員を定めるときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関または、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

これらの経緯から、「実施施設の認可にすること」、「確認を行うにあたり実施施設の利用定員を定めること」について皆様にご意見いただくことをお願いするものです。(参考:国が示す認可・確認の事務フローは資料1-3のとおり)

### 3 参考:根拠法令

#### ○ 事業の設置認可

(児童福祉法第三十四条の十五第四項)

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### ○ 特定乳児等通園支援事業者の利用定員を定めること(確認)

(子ども・子育て支援法第五十四条の二)

乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### 4 令和8年度認可(予定)事業一覧(私立施設)

##### (1)一般型乳児等通園支援事業所： 5施設

No.	区	施設類型	設置主体	施設名称	定員	対象年齢	
						0歳	1、2歳
1	葵	保育所	社会福祉法人	春日保育園	※	○	○
2	駿河	こども園	学校法人	ひばり幼稚園	※	○	○
3	駿河	幼稚園	学校法人	かわはらいづみ幼稚園	※		○
4	清水	こども園	社会福祉法人	あいわこども園	※	○	○
5	清水	こども園	社会福祉法人	うど東こども園	※	○	○

##### (2)余裕活用型乳児等通園支援事業所： 1施設

No.	区	施設類型	設置主体	施設名称	定員	対象年齢	
						0歳	1、2歳
1	葵	こども園	学校法人	静岡聖母幼稚園	※	○	○

※(1)(2)ともに定員数(予定)は

資料1-4のP4「R8 実施予定施設及び当該施設での実施内容」に記載

## 5 令和8年度確認(予定)事業一覧(公立および私立施設)

(1)確認申請：10施設(公立:6 私立:4)

No.	R7 実施	区	施設名称	事業類型	公私	定員	対象年齢	
							0 歳	1、2 歳
1	○	葵	安倍口中央こども園	一般型	公	※	○	○
2	○	葵	中藁科こども園	一般型	公	※	○	○
3	○	葵	葵待機児童園あおば	一般型	公	※	○	○
4	○	駿河	用宗こども園	一般型	公	※	○	○
5	○	駿河	駿河待機児童園おひさま	一般型	公	※	○	○
6	○	清水	清水待機児童園まりん	一般型	公	※	○	○
7	○	葵	静岡田町幼稚園	一般型	私	※		○
8	○	葵	若竹こどもの森	一般型	私	※	○	○
9	○	駿河	東新田ひばりこども園	一般型	私	※	○	○
10	○	清水	若竹幼稚園	一般型	私	※	○	○
11		葵	春日保育園	一般型	私	※	○	○
12		葵	静岡聖母幼稚園	一般型	私	※	○	○
13		駿河	ひばり幼稚園	一般型	私	※		○
14		駿河	かわはらいづみ幼稚園	一般型	私	※	○	○
15		清水	あいわこども園	一般型	私	※	○	○
16		清水	うど東こども園	余裕活用型	私	※	○	○

※公立施設は確認のみ

※定員数(予定)は資料1-4のP4「R8 実施予定施設及び当該施設での実施内容」に記載

○現在、認可・確認のための審査中ですが、記載の施設について全てが乳児等通園支援事業を行うための要件に適合している見込みとなっており、認可・確認の決定は意見聴取後となります。